

令和2年度 12月 新潟市西区農業委員会定例総会 議事録

- 1 開催日時 令和2年12月25日(金) 午後3時00分から3時50分
- 2 開催場所 西区役所 健康センター棟3階 大会議室
- 3 出席委員 (15人)

1番 (会長) 本間雄一	2番 本間直一	3番 池田一彦
4番 江端美春	5番 大嶋喜芳	6番 梶原政好
7番 高杉隆司	8番 高井利明	9番 原田秀一
10番 松井市雄	11番 岩野惣市郎	12番 鈴木淳子
13番 丸山和秀	14番 渡邊正行	
15番 (会長職務代理者) 渡部藤四夫		
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席農地利用最適化推進委員 (15人)

中澤美知男	西山五十志	若杉 隆義	猪爪 清正	山本 秀樹
本間 正三	小林 隆	小林 一芳	長谷川 孝	白井 貞一
茨木 栄一	阿部 保則	武田 正兄	永井 昌夫	田澤 利英
- 6 議事日程
 - 第1 議事録署名委員選出
 - 第2 議 事

議案第46号	農地法第4条許可申請に関する処分決定について
議案第47号	農地法第5条許可申請に関する処分決定について
議案第48号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
議案第49号	農地法第3条許可申請に関する意見決定について
議案第50号	農地法第3条買受適格証明願に関する意見決定について
報告事項	新潟市農用地利用配分計画(案)について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
- 7 農業委員会事務局職員

事務局長	中島 剛	事務局次長	佐藤 清隆
農地係長	五十嵐芳彰	農政振興係長	高橋智恵子

8 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので、これより12月定例総会を開催します。議事日程に従い進めさせていただきます。</p> <p>本日は、全員ご出席です。</p> <p>本日の総会は新潟市西区農業委員会会議規則第4条の規定により定足数を満たしており、会議は成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また本日は、農業委員会等に関する法律第29条の規定により、農地利用最適化推進委員の皆さんからもご出席いただいております。</p> <p>それでは委員会会議規則第5条の規定により、本間会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>委員の皆さん、大変お疲れ様です。12月の定例総会ということでお集まりいただき、ありがとうございます。</p> <p>今月の総会は、農地利用最適化推進委員の皆さんからもご出席いただいております。</p> <p>今年は新型コロナウイルスが世界的な流行となりました。新潟県は16日に警報を発令しました。不要な外出や集団での飲食を自粛しながら、コロナウイルスには気を付けていただきたいと思います。</p> <p>令和2年も終わりますが、委員の皆さんには、日ごろから農地利用の最適化に取り組んでいただき、農業新聞や農業者年金も目標以上の成果をあげていただきました。ありがとうございます。</p> <p>それでは案件審査に入ります。よろしくお願いいたします</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員について、お諮りします。</p> <p>議事録署名委員は、議長である私に一任いただけますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議長	<p>皆さんからご異議がございませんので、14番、渡邊正行委員、15番、渡部藤四夫委員を指名します。</p> <p>それでは、議事として提案している案件に入ります。</p> <p>議事の都合上、追加議案、議案第49号、農地法第3条許可申請に関する意見決定についてと、同じく追加議案、議案第50号、農地法第3条買受適格証明願に関する意見決定についてを先に審議します。</p> <p>それでは議案第49号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>始めに案件を地区別にまとめた表を説明しますので、4ページをお開き下さい。</p> <p>12月総会における許可案件は、坂井輪地区、3条許可2件、内野地区、3条許可1件、赤塚地区、4条許可1件、黒埼地区、3条買受適格1件、5条許可1件、計2件、全地区合計6件です。</p> <p>それでは、議案を説明します。</p> <p>47ページ、議案第49号、農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。本案件は、令和2年12月22日付け、新潟市長許可農地法第3条申請に対して、農業委員会に意見照会があったものです。</p> <p>第1地域、坂井輪地区です。1号、所在は西区小新で畑1筆485㎡について、売買する案件です。申請理由は、経営規模拡大です。</p> <p>2号、所在は西区新田で畑3筆881㎡について、売買する案件です。申請理由は、経営規模拡大です。</p> <p>次に、第1地域、内野地区です。3号、所在は西区内野上新町で、畑2筆2,361㎡について、農業経営者である後継者に贈与する案件です。申請理由は、農業経営継続のため、農地の所有名義を移転するものです。</p> <p>なお、今回の贈与にあたって、経営農地の中で耕作放棄地に指定されている農地があることから、調査委員会において指導を行いました。3件とも調査委員会案件です。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、総会前に調査委員会を開催しておりますので、第1地域調査委員長から報告をお願いします。</p>
第1地域調査委員長 (7番)	<p>調査案件は、議案第49号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、3件です。</p> <p>47ページ、1号は坂井輪地区です。</p> <p>申請地は西区小新で、市街化調整区域の畑1筆、485㎡を売買する案件です。</p> <p>12月14日に現地確認を行った結果、現況は畑で、一部、農舎とコンクリート敷きの通作道路敷地でした</p> <p>申請書をもとに農地法第3条の取得要件を確認したところ、農作業常時従事要件、全部効率利用要件、下限面積要件ともに問題はありませんでした。</p> <p>続いて聞き取り調査に移り、譲受人から申請地の場所及び面積、申請理由、経営農地面積について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p>

	<p>譲受人は所有者の親族にあたり、高齢で耕作が困難となった農地を売買することで話がまとまったそうです。</p> <p>次に、作付け予定作物、機械の所有状況、通作距離、農作業への従事状況も確認しました。</p> <p>所有する農地で違反転用や作付けせずに荒らしている箇所はないかとの質問に対し、譲受人からどちらも無いとの回答がありました。</p> <p>事務局から農舎の利用についての質問に対し、譲受人から農地と一緒に譲り受け、農業用格納庫として使用する予定であるとの回答があったため、2 a 未満の農業用施設の届け出をするよう指示しました。</p> <p>また、事務局から、通作用道路は農業用に使用すること、公衆用道路等に利用する場合は転用が必要である旨説明し、譲受人がこれを了承しました。</p> <p>調査内容をもとに、参集委員により協議した結果、調査委員会としては問題ない、許可として意見決定すべきと判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、農地としてしっかり耕作するよう説明を行い、調査を終えました。</p> <p>2号は坂井輪地区です。</p> <p>申請地は西区新田で、市街化調整区域の畑3筆、合計881㎡を売買する案件です。</p> <p>12月14日に現地確認を行った結果、現況は畑となっていました。</p> <p>申請書をもとに農地法第3条の取得要件を確認したところ、農作業常時従事要件、全部効率利用要件、下限面積要件ともに問題はありませんでした。</p> <p>続いて聞き取り調査に移り、譲受人から申請地の場所及び面積、申請理由、経営農地面積について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>譲受人は申請地を基盤法で賃貸借して耕作しており、経営規模拡大のため売買することで話がまとまったそうです。</p> <p>次に、作付け予定作物、機械の所有状況、通作距離、農作業への従事状況も確認しました。</p> <p>所有する農地で違反転用や作付けせずに荒らしている箇所はないかとの質問があり、譲受人からどちらも無いとの回答がありました。</p> <p>調査内容をもとに、参集委員により協議した結果、調査委員会としては問題ない、許可として意見決定すべきと判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、農地としてしっかり耕作するよう説明を行い、調査を終えました。</p> <p>3号は内野地区です。</p> <p>申請地は西区内野上新町で、市街化調整区域の畑2筆、合計</p>
--	--

<p>議 長</p>	<p>2,361㎡を後継者贈与する案件です。</p> <p>12月15日に現地確認を行った結果、2筆のうち1筆の現況は畑となっていました。もう1筆は耕作せずに荒れた状態でした。</p> <p>申請書をもとに農地法第3条の取得要件を確認したところ、全部効率利用要件を除いて、農作業常時従事要件、下限面積要件ともに問題はありませんでした。</p> <p>続いて、聞き取り調査に移り、代理人である譲受人の父から申請地の場所及び面積、申請理由、経営農地面積について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>次に、作付け予定作物、機械の所有状況、通作距離、農作業への従事状況も確認しました。</p> <p>所有する農地で違反転用や作付けせずに荒らしている箇所はないかとの質問に対し、代理人から耕作されていない農地は、故意に荒らしているわけではない。飛砂の原因にならないよう、あえて耕起をしていないとの回答がありました。</p> <p>事務局から、耕作が困難な地形であることは理解しているが、管理、保全をするよう指示し、代理人がこれを了承しました。</p> <p>調査内容をもとに、参集委員により協議した結果、調査委員会としては問題ない、許可として意見決定すべきと判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、農地としてしっかり耕作するよう説明を行い、調査を終えました。以上です。</p> <p>事務局の説明及び第1地域調査委員長の報告が終わりました。ただ今の説明及び報告に対して、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>議案第49号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、お諮りします。</p> <p>議案第49号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第49号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に、議案第50号、農地法第3条買受適格証明願に関する意見決定について、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>48ページ、議案第50号、買受適格証明願に関する意見決定についてです。</p> <p>1号、第2地域、黒埼地区です。</p> <p>所在は西区大潟で、田2筆、2,484㎡について、新潟地方裁判所が競売に付したものです。</p> <p>入札期間は、令和3年1月25日から同年2月1日までです。</p> <p>なお買受願い出人は、農地法第3条第2項各号の判断基準に合致していることを確認しています。調査委員会案件です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、総会前に調査委員会を開催しておりますので、第2地域調査委員長から報告をお願いします。</p>
第2地域調査委員長 (4番)	<p>調査案件は、議案第50号 農地法第3条買受適格証明願に関する意見決定について、1件です。</p> <p>48ページは、農地法3条買受適格証明願で、1号は黒埼地区です。</p> <p>申請地は西区大潟の農振農用地の田2筆、合計2,484㎡で、競売入札参加の買受適格者であることを証明する案件です。</p> <p>12月14日に現地確認を行った結果、現況は田でした。</p> <p>申請書をもとに資格要件を確認したところ、農作業常時従事要件、全部効率利用要件、下限面積要件ともに問題はありませんでした。</p> <p>続いて聞き取り調査に移り、申請地の場所及び面積、申請理由、経営農地面積について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>願い出人は、妻と共に農業経営を行っており、申請地を賃貸借して耕作を行っていたところ、債権者から農地を取得して引き続き耕作してほしいと相談があったため、今回の申請になったとのことでした。</p> <p>次に、作付け予定作物、機械の所有状況、通作距離、農作業への従事状況も確認しました。</p> <p>所有する農地で違反転用や作付けせずに荒らしている箇所はないかとの質問に対し、願い出人からどちらも無いとの回答がありました。</p> <p>調査内容をもとに、参集委員により協議した結果、調査委員会としては問題ない、許可として意見決定すべきと判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、落札により取得した場合は、農地法第3条許可申請が必要なこと、また農地としてしっかり耕作するよう説明を行い、調査を終えました。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明及び第2地域調査委員長の報告が終わりましたが、議案第50号は出席委員が関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与制限の規定により、関係委員は退室</p>

	<p>をお願いします。</p> <p>(委員退室)</p>
議 長	<p>それでは議案第50号について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>議案第50号、農地法第3条買受適格証明願に関する意見決定について、お諮りします。</p> <p>議案第50号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第50号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>審議が終了しましたので、委員から入室していただいでください。</p> <p>(委員入室)</p>
議 長	<p>次に、議案第46号、農地法第4条許可申請に関する処分決定について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>5ページ、議案第46号、農地法第4条許可申請に関する処分決定についてです。</p> <p>第1地域赤塚地区です。1号、所在は西区赤塚で畑2筆1,893㎡について、仮設露天駐車場とするものです。医療法人が自己所有のリハビリテーション農園用地を一時転用する案件です。一時転用の期間は、令和3年1月6日から同年4月30日までです。農地区分は農用地です。調査委員会案件です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、総会前に調査委員会を開催しておりますので、第1地域調査委員長から報告をお願いします。</p>
第1地域調査委員長 (7番)	<p>調査案件は、議案第46号、農地法第4条許可申請に関する処分決定について、1件です。</p> <p>5ページ、1号は赤塚地区です。</p> <p>申請地は西区赤塚で、農振農用地の畑2筆、合計1,893㎡を自己</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>転用する案件です。</p> <p>12月1日に現地確認を行った結果、現況は休耕畑でした。</p> <p>申請書をもとに転用理由、事業概要を確認し、事務局で行った指示内容、現地調査の結果により、現時点で申請に問題はない旨、説明がありました。</p> <p>続いて聞き取り調査に移り、代理人から申請地の場所及び面積、申請理由、次に転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>申請理由は、新型コロナウイルス対策として、入院患者と外来患者の接触を避けるため、既存駐車場敷地内に外来用の精神科作業療法用施設及び医療用品保管庫を建設することになり、建設のための工事車両の駐車スペースを現在の職員駐車場に充て、その代替の職員駐車場として、申請地を一時転用し設置する計画です。</p> <p>申請者は地元の医療法人で、平成15年にリハビリ療養目的で申請地を3条取得しています。</p> <p>違反転用をしている農地はないかとの質問に対し、申請人から、違反転用はないとの回答がありました。</p> <p>事務局から、当初の取得目的のとおり、農地として利用する計画はあるかとの質問があり、代理人から作業療法のニーズが増えている。将来的には、農地を活用したリハビリも考えていくとの回答がありました。</p> <p>地元委員からは周辺の農道は道幅が狭いため、農耕車優先でお願いしたいとの意見があり、代理人がこれを了承しました。</p> <p>申請地は農振農用地で、ア－(イ)－c、3年以内の一時転用で、当該農地が必要であることに該当するため、参集委員により協議した結果、許可として問題はないと判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、転用目的に沿った使用と工事完了の際は農地に復元すること、工事完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。以上です。</p> <p>事務局の説明及び第1地域調査委員長の報告が終わりました。ただ今の説明及び報告に対して、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>議案第46号、農地法第4条許可申請に関する処分決定について、お諮りします。</p>
-----------------------	--

<p>議 長</p>	<p>議案第46号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第46号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に、議案第47号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>6ページ、議案第47号、農地法第5条許可申請に関する処分決定についてです。</p> <p>第2地域黒埼地区です。1号、所在は西区黒鳥で、田6筆4,448㎡について、賃貸借により露天資材置場敷地とするものです。農地区分は第1種農地です。</p> <p>本案件は、3,000㎡以上の農地転用許可に該当するため、新潟県諮問会議案件となります。調査委員会案件です。以上です。</p> <p>ただ今、事務局から説明がありましたが、総会前に調査委員会を開催しておりますので、第2地域調査委員長から報告をお願いします。</p>
<p>第2地域調査委員会 (4番)</p>	<p>調査案件は、議案第47号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、1件です。</p> <p>6ページ、1号は黒埼地区です。</p> <p>申請地は西区黒鳥で、市街化調整区域の田6筆、合計4,448㎡を賃貸借する案件です。</p> <p>譲受人は西区の天然ガス採掘事業者で、申請地に隣接する既存施設を敷地拡張して、露天資材置場とする計画です。</p> <p>12月14日に現地確認を行った結果、現況は田でした。</p> <p>申請書をもとに転用理由、事業概要を確認し、事務局で行った指示内容、現地調査の結果により、現時点で申請に問題はない旨、説明がありました。</p> <p>続いて聞き取り調査に移り、代理人から申請地の場所及び面積、申請理由、転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>違反転用をしている農地はないかとの質問に対し、代理人から、違反転用はないとの回答がありました。</p> <p>また地元委員からの今後も資材置場として利用し続けるのかとの質問に対し、代理人は将来的には建物を建てる可能性もあると回答しました。</p>

議 長	<p>申請地は農振農用地に隣接する第1種農地で、転用許可基準（イ）－e－(e)、既存施設面積の2分の1以内の拡張に該当するため、参集委員により協議した結果、調査委員会として問題はない、許可と判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、転用目的に沿った使用と工事完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。以上です。</p> <p>事務局の説明及び第2地域調査委員長の報告が終わりました。ただ今の説明及び報告に対して、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>議案第47号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、お諮りします。</p> <p>議案第47号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第47号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に議案第48号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>7ページ、議案第48号、新潟市農用地利用集積計画の決定についてです。</p> <p>8ページ、新規分の地区別実績表です。利用権設定の賃貸借に関する部分は、両者間による利用権設定と農地中間管理事業による利用権設定を別々の実績表としてあります。</p> <p>今月の新規分の利用権設定は黒埼地区のみで、契約期間、3年のものが2件、田、畑、面積が5,079㎡、契約期間、6年のものが1件、田、面積が1,219㎡、契約期間10年のものが5件、田、畑 面積が7,519㎡、合計8件、面積が13,817㎡です。</p> <p>次に表の右の部分の所有権移転は、交換はなく、中野小屋地区の売買のみ1件で、田、面積が1,021㎡です。</p> <p>所有権移転の売買の合計も同じです。</p> <p>表の右下の欄が賃貸借と所有権移転との合計ですが、合計9件、面積が、14,838㎡です。</p> <p>9ページ、更新分の地区別実績表です。赤塚地区、契約期間6年の</p>

	<p>ものが1件、畑、面積が413㎡、契約期間10年のものが2件、田、面積が2,274㎡、中野小屋地区、契約期間10年のものが5件、田、畑、面積が14,226㎡、内野地区、契約期間3年のものが2件、畑、面積が5,498㎡、契約期間10年のものが3件、田、畑、面積が19,030㎡、坂井輪地区、契約期間6年のものが1件、田、面積が4,916㎡、契約期間10年のものが3件、田、面積が19,154㎡、黒埼地区、契約期間3年のものが1件、田、面積が940㎡、契約期間6年のものが4件、田、畑、面積が22,478㎡、契約期間10年のものが35件、田、畑、面積が119,139㎡、以上、更新分の利用権設定は57件、面積が208,068㎡です。</p> <p>10ページ、合計の地区別実績表です。赤塚地区、合計3件、面積が2,687㎡、中野小屋地区、合計6件、面積が15,247㎡、内野地区、合計5件、面積が24,528㎡、坂井輪地区、合計4件、面積が24,070㎡、黒埼地区、合計48件、面積が156,374㎡、総合計は、66件、222,906㎡です。</p> <p>11ページ、提案文です。</p> <p>「議案第48号 新潟市農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による新潟市農用地利用集積計画の決定について、下記のとおり提案する。</p> <p>令和2年12月25日提出 新潟市西区農業委員会会長 本間雄一」</p> <p>その下の1号から、12ページの8号までが新規分の利用権設定に関するものです。13ページの1号から24ページの57号までが更新分の利用権設定、25ページの1号が売買に関するものです。</p> <p>26ページの1号及び2号が利用権の移転に関するものですが、移転に関するものは、地区別実績表には含まれておりません。</p> <p>27ページ、中間管理機構関係の新規分の地区別実績表です。内野地区、契約期間10年のものが2件、田、面積が5,005㎡、黒埼地区、契約期間10年のものが4件、田、面積が21,087㎡、以上、合計6件、面積は26,092㎡です。</p> <p>28ページ、更新分の地区別実績表です。黒埼地区、契約期間3年のものが1件、田、面積が1,292㎡、合計も同じく1件、面積が1,292㎡です。</p> <p>29ページ、合計の地区別実績表です。内野地区2件、面積が5,005㎡、黒埼地区、5件、面積が22,379㎡、総合計は、7件、27,384㎡です。</p> <p>30ページの1号から31ページの6号までが新規分の内訳です。</p>
--	---

議 長	<p>農地中間管理機構である新潟県農林公社が、農地中間管理事業に伴い、農業者から農地を借受けするものです。</p> <p>33ページ、定例総会で承認後に西区農業委員会会長から市長あての公告依頼文の案です。公告依頼日は令和3年1月14日です。</p> <p>以上です。</p> <p>ただ今、事務局から説明がありましたが、議案第48号には委員関連の案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の「議事参与制限」の規定により関係委員から退室していただき先議を行います。</p> <p>なお、委員が関連する案件は7件、関係委員は3人です。</p> <p>最初に議案書11ページ2号の案件に関係する委員は退室をお願いします。</p> <p>(委員退室)</p>
議 長	<p>それでは議案書11ページ2号について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしということですので、原案のとおり決定します。</p> <p>審議が終了しましたので、委員から入室していただいでください。</p> <p>(委員入室)</p>
議 長	<p>次に議案書14ページ8号の案件に関係する委員は退室をお願いします。</p> <p>(委員退室)</p>
議 長	<p>それでは議案書14ページ8号について、ご質問、ご意見はありませんか。</p>

<p>議 長</p>	<p>(質問、意見なし)</p> <p>ご質問、ご意見がないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、原案のとおり決定します。 審議が終了しましたので、委員から入室していただいでください。</p>
<p>議 長</p>	<p>(委員入室)</p> <p>次に議案書19ページ35号、20ページ36、37、38号及び21ページ41号の案件に関する委員は退室をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>(委員退室)</p> <p>それでは議案書19ページ35号、20ページ36、37、38号及び21ページ41号について、ご質問、ご意見はありませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(質問、意見なし)</p> <p>ご質問、ご意見がないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、原案のとおり決定します。 審議が終了しましたので、委員から入室していただいでください。</p>
<p>議 長</p>	<p>(委員入室)</p> <p>次に、ただ今、先議しました案件以外について審議します。ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>

議 長	<p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>議案第48号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、お諮りします。</p> <p>議案第48号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第48号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項、新潟市農用地利用配分計画(案)について、報告事項、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告事項、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理について、報告事項、農地の転用事実に関する照会書について、一括して事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>34ページ、新潟市農用地利用配分計画(案)についてです。</p> <p>新規分の地区別実績表で、内野地区、契約期間10年のものが2件、田、面積が5,005㎡、黒埼地区、契約期間10年のものが4件、田、面積が21,087㎡、以上、合計6件、面積は26,092㎡です。</p> <p>35ページ、更新分の地区別実績表で、黒埼地区、契約期間3年のものが1件、田、面積が1,292㎡、合計も同じく1件、面積は1,292㎡です。</p> <p>36ページ、合計の地区別実績表で、内野地区、合計2件、面積が5,005㎡、黒埼地区、合計5件、面積が22,379㎡、合計は、7件、27,384㎡です。</p> <p>関係農業者は、37ページの1号から38ページの6号のとおりです。</p> <p>40ページの1号及び2号は、中間管理権の移転に関するものです。移転に関するものは地区別実績表には含まれておりません。</p> <p>県の公告は、令和3年2月26日です。以上です。</p>
事務局	<p>説明者が変わります。4ページです。農地係所管の報告事項を説明する前に、地区別にまとめた総括表をご覧ください。下段の地区別件数表のとおり、全地区合計27件です。</p> <p>41ページ、報告事項、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、合計のみ報告します。全地区合計8件、田畑合計34筆、25,318㎡の解約を受理しました。</p>

<p>議 長</p>	<p>43ページ、報告事項、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、合計のみ報告します。全地区合計6件、田畑合計102筆、60,281㎡の相続による届出を受理しました。農業委員会による農地売却等あっせんの希望はありませんでした。</p> <p>44ページ、報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理について、合計のみ報告します。全地区合計9件、田畑合計21筆、4,472.02㎡の転用届出を受理しました。</p> <p>46ページ、報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてです。新潟地方法務局から照会があったもの4件、うち転用許可を受けているもの2件、転用許可を受けていないもの2件、家屋の建築状況、非農地化した事実及び経過年数を確認し、現地調査の上、非農地として回答しました。以上です。</p> <p>ただ今の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご質問がないようですので、事務局報告のとおり決定します。</p> <p>以上で議事として提案した案件について終了しますが、去る12月1日、2日に、令和2年度新潟県女性農業委員等研修会が開催され、当農業委員から2名の委員が参加されましたので、参加した鈴木委員から報告をお願いします。</p>
<p>委 員 (12番)</p>	<p>令和2年度新潟県女性農業委員等研修会に参加しましたので、報告します。</p> <p>開催日は令和2年12月1日と2日の2日間で、会場は新潟市万代市民会館でした。</p> <p>西区農業委員会からの参加者は女性委員の江端委員と私、鈴木ですが、地元開催でしたので、皆さんにお声がけしたところ、1日目は会長職務代理者と事務局次長が、2日目は事務局長が参加しました。</p> <p>内容は、1日目、講師に新潟中央青果株式会社取締役主管の小山恒光様をお迎えし、「市場流通の変化と今、消費者が求める野菜と果物」をテーマにお話いただきました。昭和39年、中央卸売市場として誕生して以降の推移として、「大型店、コンビニ、最近はドラッグストアの増加や産直、直売、ネット宅配等近年市場流通は大きく変化している。それに伴い消費者の嗜好、ライフスタイルの変化があり、地方野菜へのこだわりが求められている。新潟の園芸は、隣接県に比べ遅れている。原因の一つは米から園芸への転換に手がかかり、できにく</p>

	<p>い。ブランドを定着させ、リピーターを作り、新潟産を好んで食べてもらえるようになることで県内消費が高まり、他県からも要望される。」とのことでした。また現在、市場で進めていることは、「日々の取引を通じて多くの消費変化を感じる。産地の意向を十分理解しながら相互に活かしていけるよう取り組みを行う。」と仰っていました。</p> <p>次に、五泉市農業委員会の農業委員、渡邊みのり様より事例報告がありました。農業者年金を31歳から掛け続け、受給時代になって終身年金のありがたみを感じているとのことでした。また農家には定年がないと述べられ、元気に自分の様子を話されていました。</p> <p>続いて第19回定例総会が開催され、事業及び決算報告、事業計画及び予算案が協議し、承認されました。</p> <p>2日目は講師に一般社団法人全国農業会議所事務局長の稲垣照哉様をお迎えし、「農業委員会組織をめぐる課題と女性の委員への期待」をテーマに講演がありました。農業委員の中で女性委員の割合は、平成28年度の旧制度時に7.6%でしたが、平成30年度の新制度移行時には12.2%と増加しているとのことでした。また「農地利用の最適化」と「人・農地プランの実質化」については、今使われている農地を使えるうちに使える人に繋ぐことが活動のキーワードとのことでした。農業委員の本分は子孫に美田を残す。これは西郷隆盛の言葉ですが、耕し続けることに自信を持つこと、もう一つ、農業委員は「農地の番人から農地を動かす人に」という田代先生の言葉が印象に残りました。</p> <p>今回参加しての所見ですが、新型コロナウイルス感染症防止対策の中、例年のように視察研修やグループディスカッションもできませんでしたが、市場を取り巻く環境の変化や消費者のニーズ等学ぶことができました。</p> <p>今後も新潟産の米・野菜・果物を県内だけでなく他県にもさらに発信してもらいたいと消費者として強く思いました。</p> <p>ただ今、参加委員から報告がありましたが、ご質問等はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	
議 長	事務局から報告事項等はありませんか。
事務局	49ページ、1、2月の業務日程です。 はじめに1月の日程です。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 本間 雄一

署名委員 渡邊 正行

署名委員 渡部藤四夫